

川西市市民協働事業提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会的課題や身近な地域課題に対して、市民公益活動団体等が有する先駆性、専門性、柔軟性等を活かし、市と協働して実施することにより、その効果的又は効率的な解決を図るため、市民公益活動団体等から市と協働して実施する事業の提案を公募する市民協働事業提案制度(以下「本制度」という。)を創設し、もって市への市民参画の促進を図り、地域づくりを行う多様な担い手の育成につなげ、より住み良いまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働」、「市民公益活動」、「市民公益活動団体」又は「事業者」とは、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号)第2条第2号及び第6号から第8号までに規定する協働、市民公益活動、市民公益活動団体又は事業者をいう。

(提案者の要件)

第3条 本制度に基づき市と協働して実施する事業の提案(以下「提案事業」という。)をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす市民公益活動団体又は事業者とする。

- (1) 市内に本拠を置き、概ね5人以上の構成員で組織していること。
- (2) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有すること。
- (3) 適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体でないこと。

(提案事業の種類)

第4条 提案事業を公募するにあっては、次の各号に掲げる内容に応じて行うものとする。

- (1) 市がテーマを設定した事業内容に対して提案を求めるもの(以下「テーマ型協働事

業」という。)

(2) 市の総合計画に寄与するものとして実施する事業について市民の自由な提案(市から他の補助、助成等の資金援助を受けている事業又は受ける予定の事業は除く)を求めるもの(以下「自由提案型協働事業」という。)

2 前項第2号の規定による提案事業については、川西市市民協働事業補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)に基づく補助金の交付により実施するものとする。

(提案事業の募集及び周知方法)

第5条 提案事業の募集は、市長が申込期間を定めて行う。

2 前項の申込期間は、2週間以上設けるものとする。

3 第1項の募集に係る周知方法は、市の広報紙及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法とする。

(応募方法)

第6条 前条の募集に応募しようとする団体(以下「提案団体」という。)は、テーマ型協働事業提案書(様式第1号)又は自由提案型協働事業提案書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 団体概要書(様式第3号)
- (2) 定款、規約、会則その他これらに類するもの
- (3) 役員名簿
- (4) 団体の活動状況を示す資料
- (5) 団体の経営状況を示す資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

(受付)

第7条 市長は、前条の規定に基づき提出のあった提案書の内容に不備があった場合、提案団体に対して補正を求めるものとする。

2 前条の規定に基づき提出のあった提案書の内容が、本制度の目的に合致しない場合又は第3条の要件に該当しないことが判明した場合は、当該提案団体に対して協働事業却下通知書(様式第4号)を交付することにより却下するものとする。

(テーマ型協働事業に係る事前協議)

第8条 第6条の規定に基づきテーマ型協働事業に係る提案を受け付けたときは、当該提案事業に係る課等(以下「担当課等」という。)は、提案団体と所定の期間内に事業実施上の課題、役割分担等について協議及び調整を行うものとする。

2 提案団体は、前項の協議を受けて、当該提案事業について実施することができないと判断した場合は、協働事業提案取下げ願い（様式第5号）を提出するものとする。

（テーマ型協働事業に係る協働事業の選定）

第9条 市長は、前条の協議を受けて提案団体及び担当課等の双方が当該事業を協働で実施することに合意したときは、テーマ型協働事業として選定し、提案団体に対し協働事業選定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（テーマ型協働事業に係る協働事業の協定）

第10条 市長は、前条の選定に基づき、提案団体と協働して事業を実施するにあたっては、協働事業協定書（以下「協定書」という。）を締結するものとする。

2 前項の場合において、提案団体及び担当課等は、当該協定書の内容に基づき、協働事業を誠実に実施するものとする。

（自由提案型協働事業に係る公開プレゼンテーション）

第11条 市長は、第6条の規定により自由提案型協働事業の応募を受け付けたときは、提案団体が出席する公開の説明会（以下「公開プレゼンテーション」という。）を実施するものとする。

2 提案団体は、公開プレゼンテーションに出席し、提案事業について説明するとともに、次条に規定する審査会からの質問に回答するものとする。

（自由提案型協働事業に係る審査会）

第12条 市長は、自由提案型協働事業の採択の適否について審査するため、必要に応じて川西市協働事業審査会を設置するものとする。

2 審査会の委員は、原則市職員で構成する。

3 審査会は、前条の規定により実施した公開プレゼンテーションでの提案事業に係る説明内容、提案団体に対する質問の回答等をもとに、事業採択の適否について審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

4 前項の規定による審査は、非公開で行うものとする。

（自由提案型協働事業に係る事業採択の可否決定）

第13条 市長は、前条第3項の規定に基づく審査会からの審査結果の報告を参考にした上で、提案事業の採択の可否について決定するものとする。

2 前項の規定により提案事業の採択を決定したときは、補助金交付要綱の規定に基づく交付決定通知により、提案団体に対し通知するものとする。

3 第1項の規定により提案事業の不採択を決定したときは、補助金交付要綱の規定に基

づく不交付決定通知により、提案団体に対し通知するものとする。

(協働事業の成果報告)

第14条 提案団体は、協働事業が完了したときは、協働事業成果報告書(様式第7号)を作成し、市長へ提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、自由提案型協働事業についての協働事業成果報告書は、補助金交付要綱の規定に基づく協働事業補助金実績報告書をもってあてるものとする。

(成果報告会)

第15条 市長は、提案団体及び担当課等の出席を求めて、公開により事業の成果報告会を行うものとする。

(所管)

第16条 第10条に規定するものを除く本制度に係る事務は、総合政策部参画協働室地域分権推進課において処理する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。